6 こども支援室こども相談窓口

[所管課:各区役所 こども支援室]

【提言(1)】

教育、保健、福祉等の窓口が一本化されたメリットをさらに活かし、乳幼児の保護者をはじめ、総合的な子どもに関わる支援の体制整備を図り、こども支援室としての機能・ 役割を充実させること。そのために相談員の増加も含め安定した体制づくりをすること。

講じている措置:

崎区役

所

Ш

関係機関との連携を深め、情報の共有を図り多方面からのサポートを行っています。

様々な面で子育て支援機関・団体との連携は進んできています。幼保小連携では 小学校・幼稚園授業参観や懇談会、小学校教諭による保育園での実習研修も実施し、 徐々に交流が広がっています。今後、継続的に取り組みます。

また、学校現場で子どもに関する問題が生じた場合、関係機関と速やかに連携を図り適切な対応が取れるよう、区内小学校・田島養護学校の教諭を対象に連続した研修を開催しました。

講じようとしている措置:

平成22年4月から2名の職員が増加配置され、窓口対応は安定しましたが、相談員の増加及び質の向上を図ることについては、所管担当部署と協議していきます。

講じている措置:

幸区役所

教育、保健、福祉等の窓口が一本化されたことにより、学童期の相談についてこども支援室でも支援する体制が整備され、また、乳幼児の相談に関しては、これまでの保健福祉センターを中心とした支援を継続するとともに、こども支援室でも必要に応じて連携・調整をする等、総合的なこども相談窓口の充実を図っています。

平成22年4月にこども支援室職員(保育士1名、事務職員1名)が増員されたことにより、未就学児への子育て支援や幼保小連携をさらに強化していきます。

幸

講じようとしている措置:

区役

所

平成22年4月から2名の職員が増加配置され窓口対応は安定しましたが、相談員の増加及び質の向上については所管担当部署と協議していきます。

講じている措置:

中原区役

所

こども支援室の各担当ごとに区内の子ども関係機関(学校、幼稚園、保育園、子育て支援センター、こども文化センター等)との定期的な情報交換・共有を図り、 行政内での体制整備の充実を図っております。更に、地域子育て支援団体とのネットワークの連携強化など総合的な子どもに関わる支援体制の充実を図ってまいります。

平成22年4月から子ども施策に知識のある2名の職員が増加配置され、窓口対応 の充実を図りました。

講じようとしている措置

平成22年4月にこども支援室職員が増員されたことにより、未就学児への子育 て支援や幼保小連携をさらに強化していきます。

講じようとしている措置:

高津区役

所

学校をはじめとする関係機関や団体との連携を図るとともに、室内または庁内でのカンファレンスや会議において、教育・保健・福祉分野の情報共有を密に行い、 子どもに関わる支援体制の整備を図ります。

平成22年4月から2名の職員が増員配置され、窓口対応(母子健康手帳交付、保育所案内等)は安定しましたが、相談員の増加及び質の向上を図ることについては、所管担当部署と協議していきます。

宮 前 $\overline{\mathbf{X}}$ 役

所

講じている措置:

保育所連携担当に平成22年4月から職員2名が増員、未就学児への子育て支援 の充実、また、幼保小の連携が強化されました。

講じようとしている措置:

担当者間の情報の共有、相談内容の検証、学習、研修への参加の推進などにより、 安定した窓口体制の整備を図っていますが、相談員の増加及び質の向上については、 所管担当部署と協議していきます。

多 塺 X 役

講じようとしている措置:

区内の教育、保健、福祉等の機関との連携を強化するため、庁内の関連部署との 情報の交換や発信の協力体制の整備に努めるとともに、地域の支援者のネットワー クを有効にするため、多摩区こども総合支援連携会議や幼保小連携を中心に情報の 所|提供や事業の協力体制を推進していきます。

平成22年4月から保育所等連携担当課長の下に2名の係長級の職員が配置され 窓口での相談体制が充実されましたが、引き続き子ども教育相談員・家庭相談員の 増員や質の向上について所管部署と協議していきます。

麻 生 $\overline{\mathsf{X}}$ 役

所

講じようとしている措置:

子どもの相談や子育ての支援を行うために、こども支援室学校・地域連携担当(教 育委員会)、保健福祉サービス課、保護課などと連携・調整を行い、的確な支援の解 決を図ります。

また幼稚園・保育園、小・中学校等の巡回訪問も行い、情報交換を密にし、連携の 強化を図ります。必要に応じ、児童相談所、百合丘障害センター、北部療育センタ ーなど専門機関が麻生区は、特に充実していますので、関係機関と連携を図り、相 談体制の充実を図ります。

相談の体制づくりについては、保健福祉センターの関係部署と相談・調整に努め 体制づくりのための会議を開催するなど検討に努めます。なお、相談強化のため、 相談員の増加は必要と考えますので、所轄をする担当部署へは要望をしていきます。

【提言(2)】

子どもが気軽に、安心して電話相談・来所相談ができるよう、特に子ども向け広報に力を入れること。

講じている措置:

川崎区役

所

子ども・保護者向けにパンフレット「かわさきくの子ども」を区内保育園・幼稚園・小学校・中学校全児童・生徒に配布しています。

「かわさきくのこども」(こども総合情報紙A3版両面二つ折り)

配布時期 年1回9月頃(発行部数25,000部)

内 容 子育て中の保護者が手軽に情報を入手できるよう、こども支援室の主な事業をルビ付きで掲載

幸 区

役

所

講じようとしている措置:

今年度中に、こども相談窓口の子ども向けパンフレットを作成し、小学校、中学校、高校等の生徒に配布する予定です。また、生徒や保護者に配布している「こども情報ネット」でも相談窓口等の広報をしていきます。

中原区役

所

講じている措置:

毎年新1年生(小学校・中学校)と保護者を対象としたこども支援室案内リーフレット(「子ども権利の尊重」「子どもの声に耳を傾けて」「子どもの交通事故や被害に気をつけて」などの内容掲載)の配布をしています。今後も継続し広報の充実を図ります。

講じようとしている措置:

中原区の小学生以上を対象としたホームページの「なかはらっこ広場」を活用するなど、広報の充実を図ります。

高津区役

所

講じている措置:

平成21年6月1日~30日まで、区役所1階ロピーのモニター広告に「こども相談」の案内を流し、来訪者への広報に努めました。

高津区役所	講じようとしている措置: 「高津区こども・子育てフェスタ」(11 月 13 日開催)の会場に、こども支援室のリーフレットをおき広報します。 区の「こどもページ」の「区役所ってどんなとこ?」のこども支援室の内容に「こども相談」を明記し、こどもへの広報を充実させます。
宮前区役所	講じようとしている措置: 宮前区こども支援室ホームページで「こども相談」について広報します。
多摩区役所	講じている措置: こども支援室のご案内リーフレット(相談窓口の活用について)を区内の小学校・中学校へ配布し、電話・来所等相談の広報に努めています。 講じようとしている措置:
	区ホームページにある多摩区こどもページの情報発信やこども向け事業の紹介などの充実を継続します。
麻生区役所	講じようとしている措置: さまざまな問題や悩みに直面している子どもが相談できるような環境をつくり、 相談体制の充実や分かりやすい広報が必要です。ホームページの子ども向け広報を 充実させること、また、小中学生向けのイベントちらしに、裏面を活用し、子ども 用の相談案内を周知する内容を掲載していきます。

【提言(3)】

区の特長と独自性を活かしつつ、他区の先進事例を参考にして、外国人市民等の多様な文化的背景を持つ子どもや地理的にアクセス環境のよくない子ども等にも利用しやすい条件や環境の整備を図ること。

講じている措置:

川崎区

役所

日本語の読み書きが不得意な子どもと保護者を支援するため、「川崎区通訳及び 翻訳バンク」制度を委託運営しています。

「川崎区こども総合支援ネットワーク会議」、「校長会」等関係機関・施設及び 地域の支援活動団体の代表者で構成する会議などで広報する場を拡大しています。

幸 区

役所

講じようとしている措置:

昨年度末に改訂した幸区子育で情報誌(おこさまっぷさいわい)に、外国人市民等にも利用しやすいよう外国籍の保護者向けインフォメーション情報を掲載しました。また、今後は、こども相談窓口のパンフレットにルビをふる等、外国人市民に配慮したものを作成していきます。

-原区役

講じようとしている措置:

外国人市民の子どもの相談に対応するために、国際交流センターとの連携を進め 支援の強化を図ります。

高津区役

講じている措置

高津区子育で情報ガイド「ホッとこそだて・たかつ」に、外国人市民等にも利用 しやすいようページを設け、情報を充実してきました。

宮前区

役 所

講じている措置:

区役所へ来所しにくい野川・有馬地区の方々が利用しやすいよう南野川小学校第4校舎を利用し、「こどもサポート南野川」を平成21年5月より開設しました。フリースペースや未就学児とその保護者がつどうサロン、遊びの会、不登校等の生活・学習支援の他、子ども・子育て相談、子育てに関する情報提供等を行っています。今後も内容等を充実、強化し、利用しやすい条件・環境整備に努めます。

多摩区役所

講じている措置:

多摩区子育てBOOKに外国籍の親子のためのページを設けています。

外国人市民の転入者向けのリーフレットを区民課の職員と共同で作成し区民課で の配布・案内の協力体制をとっています。

ホームページによる子育で情報の発信として多摩区子育でWEBをリニューアル し利用しやすい工夫を継続します。

講じようとしている措置:

外国人市民等の子育て支援をするために、相談に関するパンフレット(外国版) を区役所こども情報コーナーや区民課(外国人登録窓口)、また、外国人のための 相談窓口である地域振興課(区民相談窓口)にも配架の協力体制を行い、周知を強 化します。

併せて、2010年3月に発行した子育で情報誌(きゅっとハグあさお)の改訂版を発行する際には、外国人市民向けのページを確保し、相談窓口等を掲載し発行していきます。

また、こども支援室では、学校・地域連携担当とともに、地域振興課の所管である「あさお多文化サポートネットひまわり(外国籍等のこどもの学習の支援)」との連携を図ったり、区内の市民団体である「麻生外国人医療情報へルプライン(外国人のための医療相談)」を利用するなどして、こどもの支援を強化していきます。

こども文化センターとは、年6回館長会議等を開催したり、主任児童委員や保健 師が訪問をしたりして情報交換を行っている。問題があれば、随時連絡を取り合い、 関係機関などにつなげています。

また、子どもネットワーク会議には、館長も参加をしてもらい、子ども関連団体 や関係機関と情報共有を図り、事業の推進に取り組んでいます。

22

麻生区役所

【提言(4)】

区役所窓口に加え、子どもの日常的な居場所、活動の場において、相談を受けられる 体制づくりをすること。その際、こども文化センターの活用等を検討すること。

川崎区役

所

講じている措置:

平成21年度からフリースペース「こどもサポート旭町」として、不登校等の課題を抱えるこどもや保護者に対して居場所を提供し、こどもひとり一人に適した対応をしながら、学校や社会への復帰に向けた支援を実施しています。

なお、平成21年9月までは月1回の実施でしたが、10月以降週2回(火・金曜日)に拡大して実施しています。今後さらに連携を図っていきます。

旭町こども文化センターを活用し、週2回(火・金曜日)上記のフリースペース を実施しています。

幸区役分

講じている措置:

こども支援室設置時から、区役所窓口に加え、必要に応じ教育相談員が家庭訪問して直接こどもの相談に応じたり、登校支援を行ったりしています。また、保護者向けには地域子育て支援センターでの出張健康相談等を実施し、保護者が気軽に相談を受けられる体制づくりを行っておりますが、今後も継続して実施していきます。

こども支援室設置時から、必要に応じて情報交換を密にし、連携がとれる体制を構築していますが、平成22年度から区内各こども文化センターを活用した土曜子育て支援講座(パパっとサタデー)を月1回程度開催する等、こども文化センターとの連携強化を図っています。

中原区役

所

講じようとしている措置:

区役所窓口に加え、必要に応じ教育相談の家庭訪問などで、直接こどもの相談に のれる体制を継続して実施していきます。

こども文化センターと情報を共有しながら、地域の子ども支援団体と連携している子育で・子ども支援ネットワークの強化を図り、事業連携などを図ります。

高
津
X
役
所
宮
前

講じようとしている措置:

こども文化センターや地域子育て支援センター等にこども支援室のリーフレッ トを配布し、相談等について連携を図ります。

こども文化センターの活用については、所管担当部署と協議していきます。

$\overline{\mathsf{X}}$

役 所

講じている措置:

こどもサポート南野川では毎月、情報共有、事業の運営などについて情報交換会 を行っています。相談体制の強化についても、討議中です。

こども文化センターとの交流会・ネットワーク会議などにおいて、相互の子ども たちの相談内容などを共有し、支援にむけての連携について情報交換などを行って います。

多 X 役

所

講じている措置:

親子のつどいの場や親支援講座や、保育所でのプレママ・プレパパ体験や闌庭開 放など保護者が気軽に相談を受けられる体制づくりと、相談対応の情報共有、必要 時は関係機関や関係部署と連携をとり合ってフォロー体制を整備しています。

認可・認可外保育所、私立幼稚園を巡回訪問し情報の提供を行っています。

4月から区内全てのこども文化センターだよりを収集し、こども支援室窓口で情 報を掲示しています。

館長会議で多摩区こども支援基本方針の説明をしこども施策の連携・協働を推進 します。

こどもの外遊び事業において、こども文化センターに協力依頼し、利用している 子どもたちの参加を促すと共に、子どもリーダーの育成を協議します。

麻 生 $\overline{\mathbf{X}}$ 役

所

講じようとしている措置:

必要に応じて家庭訪問等を行い、直接子どもの相談にのれる体制を継続して実施 すると共に、周知を強化します。こども文化センター、地域子育て支援センター等 と情報を共有し、子ども・子育ての支援を担う場として、今後、相談が受けられる ような体制づくりの必要もあると考えます。

こども文化センターとは幼保小連携の交流会やネットワーク会議、訪問などを通 じて情報を共有しながら、支援にむけて連携を強化しているため、今後も活用も含 めて協議していきます。

【提言(5)】

子どもの相談に関しては、プライバシーの保護のため、電話相談を受ける独立した相 談ブースを確保すること。また、来所相談者が安心して話ができる相談室の確保をする こと。

講じている措置:

来所相談者については、安心して話ができる相談室が確保されています。

講じようとしている措置:

電話相談を受ける独立した相談ブースの確保は、現在のこども支援室の機能や、 スペースの関係もあり、全市的に検討が必要と考えます。

講じている措置:

本年3月15日から来所相談者のプライバシーに配慮し、安心して話ができる相 談室を設置しました。また、以前から保護者が子どもと一緒に来所した際は、保護 者が相談している間、子どもが安心して過ごせるよう玩具や子ども用椅子の配置な ど、アメニティーの整備を行っています。

講じようとしている措置:

電話相談を受ける独立した相談プースの確保は、現在のこども支援室の機能やキ ャパシティーの関係もあり、今後に向けて全市的かつ総合的な検討が必要と考えま す。(専任相談員の配置、相談場所の確保等が必要。)

講じようとしている措置:

電話相談の対応環境整備については、独立した相談プースの対応とはなっていま せん。今後全市的な検討がなされることが必要な案件であり、関係局に要望してい きます。

来所相談については、個室で対応を行っています。安心して相談できる空間が確 保されるよう配慮してます。

25

Ш 禬

 $\overline{\mathbf{X}}$ 役

所

幸 X 役

中 原 X 役

所

高津区役

講じようとしている措置:

電話相談を受ける独立した相談ブースの確保は、現在のこども支援室の機能やレイアウトの関係もあり、今後に向けて全市的かつ総合的な検討が必要と考えます。

現在、プライバシーに配慮し、他課の相談室を使用していますが、来年度の庁内レイアウト変更に向けて、検討ワーキングにおいて相談室の確保を要望しています。

宮前区

役所

講じようとしている措置:

独立して電話相談を受ける体制は、業務内容の検討も関わってくること、スペースにゆとりが無いなどの問題があり、今後に向けて全市的かつ総合的な検討が必要と考えます。区としましては、平成23年度に予定している区役所リフォームの中で検討委員会に窓口カウンターからの距離の確保を要望中です。

平成23年度に予定している区役所リフォームの中で検討委員会にて相談室の確保について検討中です。

多摩区役

所

講じている措置:

現在は保健福祉センターと共有で個別の相談室を使用し安心して相談できる環境を保持しています。また子どもが同伴の場合は子ども用の玩具や絵本などの対応を心がけています。

講じようとしている措置:

電話相談を受ける場所としては、市民に聞こえない配慮はしていますが、常設の 相談プースの確保については区役所のレイアウト委員会でも検討していきます。

麻生区

役 所

講じている措置:

プライバシーの保護は重要であると認識していますが、区役所に、専門ブースや専用電話を設置するには、さまざまな課題があります。相談スペースの場所については、プライバシーが守れるように配慮しています。

プライバシーの保護は重要ですので、来所相談者が安心して話ができる相談室として、保健福祉サービス課の相談プースを使用して個人情報の保護に努めています。

【提言(6)】

相談の受け手は、職種や経験年数にかかわらず、子どもからの相談を受けるために必 要な知識やスキルを確保すること。そのため研修システムの整備、スーパーバイズ、ケ ア体制等のしくみづくりをすること。

講じている措置:

Ш 禬 X

役 所

相談担当のスキルアップのため医師によるスーパーバイズを実施しています。

- ・実施状況 毎月1回
- ・内 容 原因の分析と解決に向けた対応策の検討

講じようとしている措置:

相談員については、経験年数等にかかわらず、スキルを持った人材の安定した確保 を所管課に要望していきます。

職員の研修システムの整備等仕組みづくりについては所管担当部署へ要望してい きます。

$\overline{\mathsf{X}}$

講じようとしている措置:

こども支援室設置時から、相談員の知識やスキルの確保については、OJTや派遣 研修等を通じて確保・向上に努めています。今後は、知識やスキルを持っている人材 所の確保についても担当所管部署に要望していきます。

職員の研修システムの整備、スーパーバイズ等の支援体制の体制づくりについて は、所管担当部署に要望してまいります。

講じている措置:

中 原 区

現状では、精神医療の側面でのスーパーバイザーとして精神保健福祉センターが入 り、児童相談所、障害支援担当係、児童家庭支援担当係、こども支援室が入った検討 役(会を実施しており職員の事例対応の検証の場となっています。また、個々の専門職の 所、研修についても県・市で開催される研修によりスキル向上に努めています。

中

講じようとしている措置:

原 区

役

知識とスキルをもった人材確保については、所管担当部署に要望をしていきます。 職員の研修システムの整備、スーパーバイズ等の支援体制の体制づくりについて

所 は、所管担当部署に要望していきます。

講じている措置:

高 津 X

役 所

県や市などが主催する専門研修に積極的に参加し、相談を受けるために必要な知識 やスキルの確保に努めています。

講じようとしている措置:

知識やスキルをもっている人材の安定した確保を所管担当部署に要望していきま す。

職員の研修システムの整備、スーパーバイズ、ケア体制等のしくみづくりについて は、所管担当部署に要望していきます。

講じている措置:

宮 前 X

所

県や市、他機関で行われる研修に積極的に参加し、相談を受けるために必要な知識 やスキルの確保に努めています。また、庁内連絡会議を関係課と4月、5月に行い必 役と要な情報を迅速に室内で共有できるようにしています。

保健福祉センターで行われている事例検討会などを利用し、精神科医師等の助言を 得ています。また、必要時には、区役所内、他機関とのカンファレンスをコーディネ ートし支援体制についての協議を行っています。

講じようとしている措置:

今後、知識やスキルを持っている人材の確保については担当所管部署に要望してい きます。

こども支援室として、職員の研修システムの整備、スーパーバイズ等の支援体制の しくみづくりについては、所管担当部署に要望していきます。

多 摩 $\overline{\mathsf{X}}$

所

講じている措置:

積極的に専門機関や関係部署が主催する研修や会議に派遣し報告による新たな知 識・情報の共有を図ります。また室内で事例の検討等〇JTによるスキルアップに努 役めています。

相談に従事する職員や相談員の配属については、子どもの相談に対応できる知識や 職歴などの考慮を担当所管課に提言等します。

困難事例については関係部署と共に専門職を交えてのスーパーバイズの実施を継 続しています。

講じようとしている措置:

研修システムの整備、スーパーバイズ、ケア体制等のしくみづくりについては、担 当所管へ要望していきます。

麻 生 $\overline{\mathsf{X}}$

所

市

民

بح

も 局

講じようとしている措置:

子どもからの相談を受けるために必要な知識やスキルを確保するため、職員には、 研修会や研究会など積極的に受講を促し、相談員のスキルの向上に努めていきます。 また、相談スキルを持つ人材の確保が必要と考えています。

人材育成の予算、仕組みづくりについては、関係局と調整に努めていきます。

謙じている措置:

家庭相談員につきましては、国、県、市が主催する6回の研修会及び児童相談所と の連絡会、市内施設の見学を実施しています。教育相談員につきましては、助言者同 席のケース検討会を3回(9事例)、市内施設見学を2回実施し、それぞれの相談業 務に関するスキルアップを図っています。

講じようとしている措置:

家庭相談員、子ども教育相談員ともに、引き続き、要綱に定められた有資格者の確 も 保に努めていきます。

昨今の相談内容の複雑多岐化に対応するため、上記の研修だけではなく、こども家 庭センターが主催する職員向け研修を積極的に活用し、各相談員の更なるスキルアッ プに努めていきます。

یع 福 祉 課

【提言(7)】

他の相談・救済機関や民間団体等との相互理解を深め、実質的な連携を図ること。特に子どもの人権侵害事案に関しては人権オンプズパーソン、児童相談所、シェルター等の民間団体との情報交換を密にし、連携が取れるような体制を構築すること。

神· 之容

Ш

禬

 $\overline{\mathsf{X}}$

役 所 講じている措置:

子育て支援関係団体と相互理解を深めるため、定例的に会議を開催しています。

- ・ネットワーク会議(全体会議30団体 年2回)
- ・ネットワーク会議課題別部会(発達支援部会10名年2回・思春期対策部会 10名2回・ボランティア育成部会9名5回)
- ・幼保小代表者連絡会 年2回(幼稚園19・公立保育園9・民間保育園17・小学校20)
- ・幼保小校長・園長連絡会 年1回(同上)
- ・幼保小実務担当者会議 年2回(同上)
- ・公民保育園長・主任児童委員懇談会 年1回

(公立保育園9・民間保育園17 川崎区主任児委員1)

- ・民間保育園長連絡会 17保育園 年4回
- ・地域子育て支援センターの連携 8施設 年11回

幸区役

講じている措置:

こども支援室設置時から、個別のケース支援を通じ、総合教育センター、発達相 談支援センター、児童相談所等の他の相談・救済機関や民間団体等と連携を行って おり、今後も関係を強化していきます。

講じようとしている措置:

各関係機関とは必要に応じ、情報交換を密にし、連携がとれる体制を構築しています。

講じている措置:

中原区

相談の個別支援では、必要に応じ総合教育センター、児童相談所、発達支援センター等へ連携すると同時に、中原区子どもの発達支援検討会などを通じて、連携の強化を図っています。

役 所 中 原

講じようとしている措置:

 $\overline{\mathbf{X}}$ 役

所

今後も個別支援の中で、人権オンブズパーソン、児童相談所、シェルター等の連 携促進・強化を図っていきます。

高 津 $\overline{\mathsf{X}}$

役

講じようとしている措置:

児童相談所とは月1回連携のための会議をもっており、他の相談機関や民間団体 等とは、要保護児童対策地域協議会実務者会議などを通じて相互理解を深め、連携 を図っていきます。また個別相談事例については今後一層カンファレンス等連携を 所 強化し、各機関と共通認識の下に対応していきます。

窓口で受けた相談内容により、人権オンブズパーソンや児童相談所、シェルター 等にもつないでいけるように、日頃より情報交換等連携を図っていきます。

宮

講じている措置:

前 X 役

所

こども支援室設置移行、要保護児童地域対策協議会実務者会議で事例をとおして、 相談、救済機関の機能などの理解を深めています。また、個々のケースについては、 必要な機関等と連携し支援を行っています。

人権オンブズパーソン、児童相談所とは必要時の連携体制は整備されています。 シェルターなどとは保健福祉サービス課児童家庭支援担当を通して連携体制を図っ ています。

多

塺

X

役

講じようとしている措置:

区内の子育て支援関係機関や団体と共に、相互理解を深め必要時にスムーズに連携 を取れる様に、定例的に会議を開催します。

児童虐待防止対策として児童相談所や関係機関、関係部署等と連携し、要保護児童 所一対策地域協議会のあり方を検討します。

事例を通して人権オンプズパーソン、シェルター等の民間団体や、各関係機関等と も連携を図りながら支援体制をとっていきます。

麻 生 X 役

講じている措置:

児童相談所や区内にある百合丘障害者センターとは、毎月1回情報交換や検討会を 行い、その他必要に応じて常に連絡を取り合っています。北部療育センターや大学 の心理学部等の関係機関とも研修会への協力や相談など、随時連絡を取ることがで 所き、非常に関係がスムーズな関係ができています。

また、要保護児童対策協議会やネットワーク会議などを通じて、さまざまな機関の 相互理解が深まっています。今後も連携の強化を図っていきます。

講じようとしている措置:

プライバシーの保護を重視し、上記関係機関や民間団体と引き続き連携体制を強化 していきます。